

(別紙)



閲覧等制限決定取消申立書

令和6年1月13日

新潟地方裁判所 御中

〒987-2225

宮城県 栗原市 築館太田上太田 137

090-3981-0424

申立人 佐藤 哲広



新潟地方裁判所 令和6年(ワ)第23号ウェブページ削除等請求事件について、申立人は、民事訴訟法第92条第3項により、訴訟記録閲覧等制限決定の取消しの申立てをする。

申立ての趣旨

新潟地方裁判所 令和6年(ワ)第23号ウェブページ削除等請求事件の訴訟記録のうち、令和6年3月11日(令和6年(モ)第5号)、同年4月15日(同第18号)、同年12月27日(同第28号)付け決定により「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当事者に限る」とされた部分について、当該閲覧等制限の決定を取り消す、との裁判を求める。

申立ての理由

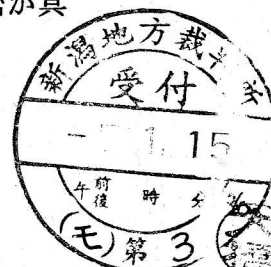
1. 民事訴訟法第92条第1項の要件を満たさないこと

民事訴訟法第92条第1項は、「当事者の私生活に関する重大な秘密」または「営業秘密」が訴訟記録に含まれ、かつ第三者がそれを閲覧することで当該当事者の社会生活に著しい支障を生ずるおそれがある場合などに限り、例外的に閲覧等を制限できると定めている。

しかし、本件訴訟記録においては、保護すべき重大な秘密や営業秘密が具

(1)
6

貼用収入印紙	500円	認印
郵便切手	—円	



体的に問題となるほどの情報が含まれていないか、あるいは既に広く公知となっているため、第三者に閲覧を許可しても当事者の社会生活に著しい支障を生ずるとは考え難い。

よって、本件閲覧制限は民事訴訟法第 92 条第 1 項の適用要件を欠いているか、またはすでに欠くに至ったものとする。

2. 国民の権利と裁判の公開原則

日本国憲法第 82 条並びに民事訴訟法は、原則として裁判を公開し、国民が公正な司法手続にアクセスできるようにすることを大前提としている。これにより、当事者以外の第三者であっても、裁判資料を正当に閲覧することで訴訟内容を把握し、司法の公正性を監視する役割を担うことができる。

本件のように、保護すべき内容がほとんどないにもかかわらず閲覧を大きく制限すると、裁判の公開原則に反し、国民が裁判資料を通じて司法判断を検証する機会を著しく失わせるおそれがある。秘密保護と公開のバランスを図るためにも、閲覧制限は必要最小限にとどめるべきである。

3. 結論

以上のとおり、本件閲覧等制限は民事訴訟法第 92 条第 1 項に定める要件を満たさず、国民の基本的権利としての裁判公開の原則を不当に害するものである。ゆえに、令和 6 年 3 月 11 日、同年 4 月 15 日、同年 12 月 27 日付け各決定は取り消されるべきである。

よって申立人は、同法第 92 条第 3 項に基づき、これらの閲覧等制限決定の取消しを強く求めるものである。

以上